

平成24年度受付分
調査対象とならなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) 職員の暴走運転・暴言	2
(2) シルバー人材センターの対応	2
(3) 屋外での喫煙	3
(4) 農地転用の届け出の受理行為	4
(5) 調査結果について1	5
(6) 調査結果について2	6
(7) 「わが家の防災マニュアル」の誤記	7
(8) オンブズマン制度1	8
(9) オンブズマン制度2	8
(10) 毒グモへの対応1	9
(11) 毒グモへの対応2	10
(12) ホームページの運営等	10
(13) 苦情に対する回答の郵送料	11
(14) 市道の管理等	11
(15) 街路灯の管理	11
(16) ホームページの運営等	12
(17) おてもやんの歌詞の省略等	12
(18) 害虫の駆除	13
(19) シンポジウムパネリストの選定	13
(20) 情報開示請求をした文書の黒塗り	14

(1) 職員の暴走運転・暴言

【苦情申立ての趣旨】

熊本市の職員に、毎週末、執拗に〇〇（列車）を追いかけ、暴走運転（煽り行為、無謀な追い越し）及び撮影者や一般市民への暴言行為を繰り返し行っている者がいる。沿線住民に恐怖を与え、彼の暴言で傷ついた人も多数いる。また、ネットでも人を傷つけている。公務員らしからぬ行為に異議を申し立てます。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 24 年 6 月〇日に受け付けました。

しかしながら、熊本市オンブズマン条例第 6 条本文では、オンブズマンの管轄について「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」としております。

あなたの上記苦情申立ては、市職員の職務時間外の業務に関係ない個人的な行為についてのものであり、「市の機関の…業務に関する職員の行為」には該当しません。そのため、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、市職員の違法及び非行行為などに対する苦情につきましては、人事課（TEL：096-328-2149）に申し立てることができます。

(2) シルバー人材センターの対応

【苦情申立ての趣旨】

私は「シルバー人材センター」に登録し、平成 19 年の秋頃に派遣されることとなり、派遣先の現場責任者である班長に対し挨拶をしに行った。その際に、班長から「つかいものにならん」などと暴言を吐かれ、大変不快な思いをした。その後も、「お前は」などと日常的に暴言を吐かれていたが、平成 24 年 7 月〇日に「協調性に欠けること」「規則違反となる〇〇を被って作業をしていたこと」を理由に退任させられた。しかしながら、私の勤務態度は協調性を欠くものとは言えないし、〇〇の着用は作業の安全や体調管理のことを考えればやむをえないものである。また、〇〇は班長も着用していた。このような点については、話し合いの場を設けることによって改善可能であったと考えられるため、今回のような一方的な退任通告には納得できない。

【オンブズマンの判断】

- 1 申立人の申立に関する熊本市シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」にもとづいて厚生労働大臣の指定する団体として昭和 63 年 2 月に設立され、現在、公益社団法人（理事長荒木哲美）となっているもので、同法人は熊本市役所花畑町別館内において業務を行っておりますが、熊本市とは別の団体です。

したがって、熊本市シルバー人材センターの事務担当者や班長らは熊本市の職員で

はありません。

- 2 ところで、熊本市オンブズマン制度は、熊本市の業務の執行または市の職員の行為に対する苦情を対象としておりますため（熊本市オンブズマン条例第6条）、申立人の本件苦情は対象外となります。

（3）屋外での喫煙

【苦情申立ての趣旨】

法令上、屋外での廃棄物の焼却は原則として禁止されており、その理由は有害物質を撒き散らすからであると理解している。それにもかかわらず、屋外での喫煙も有害物質を撒き散らすのに、なぜ許されているのか理解できない。タバコの煙は、4,000以上の化学物質を含み、100種類以上の有害物質を含み、発癌性があると認定された物質は20種を超える。様々な癌を引き起こし、気管支喘息発作を引き起こし、更には路上で火のついた煙草を手を持ってその手を振り回しながら歩く行為は危険極まりない。屋外での喫煙も屋外での廃棄物の焼却として、禁止し、罰金を科して当然と考える。もし今の法令では取り締まることができないのであれば、独自に条例を制定するなどして、屋外での喫煙を禁止して欲しい。

【オンブズマンの判断】

- 1 あなたの苦情申立てはタバコの喫煙を屋外でも禁止して欲しいというもので、条例などによる一般的な禁止を求めるものです。しかし、オンブズマン条例では、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為で、また、議会に関する事項を除き、さらに、申立人の個人的利害に関する事項をオンブズマンの管轄事項としておりますので、本件は全市民を対象とする事項ですので、オンブズマン条例第6条、15条からする管轄事項の範囲外となり、調査の対象外となります。けれども、あなたの申出は、全市民の一人として個人的に害を被っていることであり、市政に関することではありますので、喫煙の問題を検討することは社会的に要請されていることであると思います。
- 2 禁煙につきましては、賛成する方も多数おりますが、反対する方もおります。健康、健康と健康を至上の価値に掲げる禁煙議論には、病気や障害を反価値的または非道徳的存在と見なし、病気を持つ人や障害を持つ人を排除していく思想だ、ニコチン中毒のどこが悪い、受動喫煙などたいしたことなく、私の楽しみを奪う理由にならないと息巻く愛煙家もいたりします。

しかし、タバコの害は、ほぼ万人が認めるところですので、愛煙家は、気分転換、リラックス効果、アイデア創造、孤独の慰め、税負担などの利を並べ立てますが、社会的な規制はやむを得ないと思われれます。その規制の程度は、現在、喫煙者への禁煙

の働きかけと、受動喫煙防止のための環境整備をしております。熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例などはその一環です。また、健康増進法第25条では公的場所や職場の施設管理者への受動喫煙防止義務を規定しておりますので、市もこれに取り組んでおります。

- 3 喫煙は、これまで長い歴史があり、喫煙者の減少は進んでいるようですが、まだまだ愛煙家も多くおりますので、やめたいと思わない人を無理やりやめさせることも出来ませんが、諸外国ではレストランなどの喫煙で罰則規定もあるのと比較すると、さらに規制を強めても良いのではないかと考えております。
貴重なご意見をありがとうございました。

(4) 農地転用の届け出の受理行為

【苦情申立ての趣旨】

所有する農地に関して、偽造された委任状にもとづいて、知らないうちに農地法第5条第1項第6号による農地転用届出書が熊本市農業委員会に提出・受理されたことに対して納得ができない。

【オンブズマンの判断】

- 1 申立人の申立ては、農地転用手続につき、偽造の委任状にもとづいた届出を受理した違法があるというものですが、本件の場合、仮に、委任状が適法に作成されていたならば、届出受理は何の問題もないこととなります。したがって、委任状の偽造の有無が問題となり、それが決まらなると結論がでないこととなりますが、偽造か、そうでないかは、委任状の委任者と受任者の間の問題であり、市民同士の争いになるところ、オンブズマンは、市民同士の争いには直接関与することはいたしておりません。

なお、本人に限定せず、代理人による届出を許している届出制度そのものは、代理人による届出を便利として利用される方も多数おりますので、制度そのものの欠陥といえるものでもなく、代理人その人の代理権の有無として、やはり委任状の偽造などが本質的問題となるものに過ぎないと思います。

- 2 さらに、上記の委任状が偽造か、そうでないかの争いは、すでに熊本地裁で民事事件として訴訟が係属しているとのことですが、裁判所において現に争訟中の事項にオンブズマンが関与することは適当ではないと考えます。
- 3 したがって、本件は、裁判所における解決にまかせることにし、オンブズマンとしては調査しないことにいたしました。

(5) 調査結果について 1

【苦情申立ての趣旨】

平成 24 年度〇号（4 月〇日付け）および〇号（5 月〇日付け）の「苦情に基づく調査結果通知書」が昨日配達証明にて郵送されてきたが、これはオンブズマンが対応した調査結果ではない。もともとオンブズマンが先に対応すべき事案であったのになかなか取り上げずに放置されていたので、私が直接関係部署を調べたうえで連絡を取ったことから熊本市が問題があるとして改善した事案である。オンブズマン自体のホームページでも不祥事を起こしているのに「貴重な指摘・・・」としてオンブズマン制度運営の怠慢による事について全く触れておらず、大変不快に思う。市民の税金を無駄に使われている事に憤りを感じる。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 24 年 6 月〇日、同月〇日、同月〇日、同年 8 月〇日、同月〇日に受け付けましたが、熊本市オンブズマン条例 15 条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたずらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。あなたが申し立てられた(12)・(13)・(14)・(16)・(18)の苦情申立ては、市政の改善を求める貴重なご意見ですが、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。(8)・(9)の苦情申立てにつきましては、上述のようなオンブズマン制度の趣旨・目的・限界などについてご理解を頂こうと思ってそのような対応になったものです。なお、市政の一般的な改善を求めるご要望・ご意見については熊本市広聴課がご提案を受け付けております。

また、同条例第 6 条ただし書きでは管轄から除外される事項を定めて、同条(5)において、「オンブズマンの職務に関する事項」はオンブズマンの管轄から除外することとされております。そのため、あなたが申し立てられた(5)の苦情申立ては、オンブズマンの職務に関する事項に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となります。もちろん、オンブズマンの活動に対するチェック機能はオンブズマン制度の健全な運営のために必要不可欠ですので、オンブズマンの活動内容に対する評価は、運営状況の報告等を通じてその活動を広く一般市民に公表することにより、市民による総合的な判断を仰ぐこととなります。

※(5)のオンブズマンの判断に加えて、(8)、(9)、(12)、(13)、(14)、(16)、(18)のオンブズマンの判断についても、まとめて掲載しています。

(6) 調査結果について 2

【苦情申立ての趣旨】

- 1 私は以前オンブズマン事務局に苦情を申し立て、平成 24 年 1 月〇日付の「調査結果通知書」(平成 23 年度第〇号)を郵送で受領した。「調査結果通知書」にはアンケート用紙が同封してあった。アンケート用紙には、「オンブズマン制度について、ご自由にご意見をご記入ください。」と記載してあったので、アンケート用紙にオンブズマン制度に対する自己の意見を記載し「意見書」として提出した。しかしながら、その「意見書」に対してオンブズマン事務局から何ら返答がなかった。
- 2 また、私が以前申し立てた苦情申立て(平成 23 年度第〇号)の「調査開始通知書」には、私が「苦情申立書」に記載した内容が「苦情申立ての趣旨」として要約して記載されていたが、オンブズマン事務局が HP 上に公表している「報告書」には、「苦情申立ての趣旨」がさらに要約されていた。「調査開始通知書」の段階で私の苦情申立ての内容を乱暴に分解させ、「報告書」の段階では、私の苦情申立ての内容を完全に骨抜きにしている。熊本市自治基本条例において「市長等は、市民の市政に関する意見…苦情に対し…誠実な対応を求めます」(同条例第 21 条)、「市長等は、適切に行政手続を行う」と謳ってあることに鑑みれば、このような杜撰で安易な要約は許されるべきものではない。
- 3 今回の「調査結果通知書」(平成 23 年度第〇号)における調査内容は、熊本市市政理念・基本理念の根底にある視点を欠落させたものであり、公平公正な熊本市市政執行に対する評価とはなっていない。熊本市自治基本条例を十分に理解していない調査内容となっている。また、裏面調査資料に対する私の添付資料等に基づく熊本市の更なる資料提供要請の不足による深度化がなされていない調査内容となっている。熊本市自治基本条例は第 38 条において「最高規範性」、第 3 条で「自治の基本理念」、第 4 条で「自治運営の基本原則」が謳われているが、これらの条例理念等を念頭において審査審議をすべきである。

【オンブズマンの判断】

- 1 あなたの申立てを調査いたしましたところ、アンケート用紙に「オンブズマン制度について、ご自由にご意見をご記入ください。」と記載してあったので、アンケート用紙にオンブズマン制度に対する自己の意見を記載し「意見書」として提出したのに、その「意見書」に対してオンブズマン事務局から何ら返答がなかったとの点ですが、アンケート用紙だったため、アンケートに対する回答と理解し、返答を求められているものとは気づかなかったことが原因で失礼したと思われませんが、申立てにおいて、前回の「調査結果通知書」における調査内容について控訴・反論を述べるとして、縷々

ご意見を述べられ、再度審議記述をやり直す事を要請しますとされている点は、再度の調査になることとなりますが、オンブズマン制度は、控訴のような再調査の制度を採用していない上、再調査は、熊本市オンブズマン条例第 6 条が「オンブズマンの職務に関する事項」を管轄から除外していることもあり、調査の対象外となります。

なお、条例理念等を念頭に置いて審査審議答申を返るべきであると考えているという申立人のご意見はもっともなことです。今後は、さらに一層条例理念等を念頭に置いて職務に努めてまいります。

2 また、申立人が以前申し立てた苦情申立につき、オンブズマン事務局がHP上に公表している「報告書」には、「苦情申立ての趣旨」が要約されていて、申立人の苦情申立の内容を完全に骨抜きにしまっているが、熊本市自治基本条例において「市長等は、市民の市政に関する意見・・苦情に対し・・誠実な対応を求めます。」(同条例 21 条)、「市長等は、適切に行政手続きを行う」と謳ってあることに鑑みれば、このような杜撰で安易な要約は許されるべきものではないとの点ですが、オンブズマンの管轄は、前記のとおりオンブズマンの職務に関する事項を除くものとするとしておられますので、調査の対象外となります。

なお、要約は、市民の皆様が閲覧しやすいようにするために要約しております。

しかし、申立人の苦情の内容も、一つの情報として閲覧する者にとっては役立つこともありますから、スペースの都合で限界はありますが、要約に際しては、その点の配慮も必要と思いますので、今後は、より適切な要約に努めてまいります。

(7) 「わが家の防災マニュアル」の誤記

【苦情申立ての趣旨】

- ・熊本市は、平成 23 年 8 月に作成した「我が家の防災マニュアル (保存版)」において、過去の災害の災害要因として虚偽の事実を書くなど、虚偽公文書を作成し、熊本市全世帯に配布するなどして行使した。
- ・市は、死者数などについて虚偽記載がある「S28.6.26 白川大水害の記録」を全世帯へ配るなどしている。
- ・市は、国土交通省九州整備局が作成した虚偽記載がある「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (素案)」を関係市町村首長に示し行使させた。
- ・市は、昨年 7 月 12 日の大雨の際に、2,800 トン/1 秒も流れた事実を隠し、高さ 9m の堤防に対して 6.3m の高水で、2.7m の余裕があった事実、代継橋架け替え工事が完成した事実を隠している。
- ・市長は、何回も東京に行き、政治家や政府関係者に会い、ダム工事予算を陳情しているが、激甚災害特別工事予算だけで十分である。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 25 年 2 月〇日に受け付けましたが、熊本市オンブズマン条例 15 条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされており、ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたずらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。

あなたが申し立てられた平成 24 年度第〇号の苦情申立ては、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

(8) オンブズマン制度 1

【苦情申立ての趣旨】

本市オンブズマン事務局の個人情報の利用について苦情がある。私は苦情申し立てを何度かしたのでその際に正しく個人情報を記載した。本日オンブズマン事務局の職員は、私がアンケートについての苦情電話をした際に、私が「訪問してこられても困ります。迷惑です。」と言っているにもかかわらず、「自宅に訪問して話をしないと苦情の意味が理解できない。」などと言って電話対応で嫌がらせを続けた。私は自宅訪問をしてもらう為に住所電話番号等の個人情報を熊本市オンブズマンに告げたのではないし、必要以上、目的外の個人情報の利用をしているのではないかと不安に思った。熊本市広聴課にその旨苦情電話を入れたが、オンブズマン制度が有りながら市民の苦情を理解できず、市民からの苦情も受けなくて良い、このような事で広聴課へ電話を入れなければならないようなオンブズマン制度運営は、市民が納めた税金の無駄遣いだし間違っているとしか言いようがない。

【オンブズマンの判断】

(5)参照

(9) オンブズマン制度 2

【苦情申立ての趣旨】

熊本市オンブズマン事務局の電話対応が大変不快だった。熊本市オンブズマンから届いた平成 24 年度第〇号「苦情に基づく調査結果通知書」について、調査結果および見解が実態と異なっているという苦情に対して、オンブズマン事務局の職員は「高い見識をお持ちのようなのでオンブズマン条例について教えて欲しい」とか、真剣に苦情を訴えている人を馬鹿にするような態度を続けるので「広聴課へ苦情言いますよ」と伝えると、オンブズ

マン事務局の職員は「人間ですから、笑ってしまいます。」などと電話口で笑ったりした。他にも「自分個人に対して馬鹿といったなら人権棄損？で警察に訴える」とか脅しともとれるような言動もあった。本人だけの私事なら勝手にすればいいと思うが、オンブズマン事務局の運営は公の仕事であり、そのほか多くの熊本市職員の信用・信頼を棄損するこのような行為は許し難いと思う。とても条例で定められているような公平公正な立場で市民の苦情を聴くような熊本市オンブズマン制度にはなっていない。

【オンブズマンの判断】

(5)参照

(10) 毒グモへの対応 1

【苦情申立ての趣旨】

その特徴からハイイロゴケグモと思われるクモを、熊本市内の何箇所かで見た。先日、福岡で毒グモ（セアカゴケグモ）に噛まれた人が病院でワクチンを投与されたが使用期限が切れていたといったニュースが配信されたので、熊本市に毒グモに対する現状について電話で問い合わせをしたところ、市ではワクチンの備蓄や毒グモについての対応は毒グモが見つからないのでやっていないとの回答だった。福岡市ではホームページなどを活用し市民に情報提供も行っているが熊本市はそれもやっていないようである。福岡、鹿児島と隣県で毒グモがたくさん見つかっており、噛まれる被害がでていいる。いずれ熊本市でも見つかるであろう（おそらく既に居ると思われる）というのに調査・準備・情報収集を行わないのは熊本市政の怠慢だと思う。しかし重要なのはその前に熊本市オンブズマン事務局が情報収集出来ない運営を行っている問題である。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成24年9月〇日、同年10月〇日、同年11月〇日に受け付けましたが、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたずらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。

あなたが申し立てられた(10)・(11)・(15)の苦情申立ては、市政の改善を求める貴重なご意見ですが、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。なお、市政の一般的な改善を求めるご要望・ご意

見については熊本市広聴課がご提案を受け付けております。

※(10)のオンブズマンの判断に加えて、(11)、(15)のオンブズマンの判断についても、まとめて掲載しています。

(11) 毒グモへの対応 2

【苦情申立ての趣旨】

今年の9月3日、福岡市で毒グモ「セアカゴケグモ」に86歳の女性が咬まれ、搬送先の病院で使用期限切れの血清が投与されたという記事を目にしたので、隣県で起きた事故なので熊本市に毒グモについて問い合わせたところ、電話対応された職員は血清の準備について回答するどころか「セアカゴケグモ」すら知らなかったし、準備も考えていないようだった。現在の熊本市ホームページでも毒グモについて市民に注意喚起・情報すら提供していない。こういった意見をオンブズマンはこれまで「私個人に損害（毒グモに噛まれる）は生じていない」として苦情意見として申立てを受け付けなかった。熊本市オンブズマンは熊本市オンブズマン条例「設置の目的」（第1条）（第3条）を無視または軽視しているためにオンブズマンに対する信頼を損ねるばかりか熊本市民は大きな損害を被っていると考ええる。

【オンブズマンの判断】

(10)参照

(12) ホームページの運営等

【苦情申立ての趣旨】

「満遊くまもと」の外国語ホームページの運営は公平ではなく、特定の言語のページのみが特別充実しているように思う。更に、関連する「熊本市国際交流振興事業団」のホームページに至ってはスケジュールが全く記載されていない外国語ページとなっている。

「熊本市の国際化の拠点施設として、国際交流会館を、市民や在住外国人の皆さんの視点に立って管理運営します。」という事業はなされていないと思う。熊本市民として市税を無駄に使われているばかりか世界中に情報発信し市民に恥をかかせていると思うが、オンブズマンはオンブズマン条例を私的に解釈し、私個人は損害を被っていないとして熊本市政の税金の垂れ流しを見逃し改善しようとしていないと考える。

【オンブズマンの判断】

(5)参照

(13) 苦情に対する回答の郵送料

【苦情申立ての趣旨】

観光文化交流局シティプロモーション課から、熊本市の封筒を使ってワープロで作成された一枚の文書（お詫び？お願い？）が届いた。電話で確認したところ、以前私が熊本市広聴課に満遊くまとのホームページの件で苦情意見した件についてのものだった。私は封書での回答・謝罪は求めている。市税を無駄遣いしたと思うし、私は不要な郵便物もらったうえ、電話で問い合わせまでしなければならず、不快な思いをした。他にも問題点があると指摘してもそれを認識できない、税金の無駄遣いを無駄と思わない感覚、職員の市民感覚の欠如。熊本市オンブズマンと同じ問題が熊本市にはある。

【オンブズマンの判断】

(5)参照

(14) 市道の管理等

【苦情申立ての趣旨】

熊本市は政令指定都市移行後に熊本市内の熊本県が管轄していた県道のほとんどの管理をする事になっているようだが、街路樹の剪定を怠って道路標識等が見えなくなっていたり、道路に穴が開いているのを補修せず放置していたり、日中明るくなったのに街灯をつけっぱなしにしていたり、その他にも市民や利用者に迷惑がかかっている状態を何度も苦情電話を入れているのに無視し放置している。熊本市オンブズマンにおいても第3条違反を犯し続けている。条例に従って市民である私は市民の責務において協力する為に苦情意見をしているのにそれを無視、放置をして市民からの意見を聞かない対応を続けている。政令指定都市に移行してからの市政の怠慢が目に見える。

【オンブズマンの判断】

(5)参照

(15) 街路灯の管理

【苦情申立ての趣旨】

近所の3基の街路灯（H22-7007、H20-8008、傍の1基（管理番号表示が高い所にあるので見えない））が消えており、夜間は暗くて交通事故や防犯面において危険なので、直ぐに管理者に電話をした。これまでも、ついていないもの、つけっぱなしのものについて市民が何度も何度も管理者に「日常の点検・管理が悪い」と苦情を言っても改めないで熊本市は街路灯の管理が出来ていない。更にそういった苦情を市のオンブズマン条例を守り熊本市オンブズマンに電子申立てを何度やっても「個人が損害を被っている事ではない」として苦情を受け付けられないので、熊本市民はオンブズマンに苦情を申し立てることも出来な

くなっている。

【オンブズマンの判断】

(10) 参照

(16) ホームページの運営等

【苦情申立ての趣旨】

8月10日に公開された「水前寺江津湖公園」公式ホームページにおいて水前寺江津湖公園管理事務所の住所表記に区割りが抜けている。政令指定都市になってから特に酷くなった熊本市政の怠慢の表れ。こういう事が当たり前のように未だ続いているのは、オンブズマン条例に違反し、市民からの意見を全く聞こうとしない熊本市オンブズマンが原因である。

【オンブズマンの判断】

(5) 参照

(17) おてもやんの歌詞の省略等

【苦情申立ての趣旨】

- 1 熊本駅東口及び都市バス乗り場の周辺に公衆トイレの設置がなく、困却極まりない状態になっている。駅周辺の様変わりによって移動距離が大幅に増えたにもかかわらず公衆トイレがないことは、他県から訪れた人の熊本に対する印象を大きく悪化してしまうと考えられる。
- 2 熊本駅の東西連絡通路（おてもやん通り）の壁面に「おてもやん」の歌詞が描かれているが、一番肝心の第三句が省略されている。また、毎年のおもてなしまつりを開催するにあたっては、まつりのメインテーマである「おてもやん」の作詞・作曲者である永田イネさんのお墓参りを行ったうえで祭りに移行した方が、まつりも一層有意義なものになると考えられる。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成24年7月〇日に受け付けて調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、以下の理由で調査対象外といたしました。

- 1 熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外となります。

2 ここであいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。

3 したがって、あなたの苦情申立ては、いずれも貴重なご意見ですが、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

(18) 害虫の駆除

【苦情申立ての趣旨】

熊本市中央区本山～本荘地区に限らず、毎年この時期ゴキブリが大量発生している。昨年熊本市に苦情を入れたが、その原因は駆除の薬剤散布が適切でない為にゴキブリが逃げて移動しているだけのように考えられる。適切に効果的な薬剤散布が行われていない為に毎年大繁殖しているのではないか。この事も私個人が損害を被っていないと熊本市オンブズマンが自身に都合のよい判断をするために、私を含む熊本市民が清潔で快適に生活できる環境を奪っていると考えます。

【オンブズマンの判断】

(5)参照

(19) シンポジウムパネリストの選定

【苦情申立ての趣旨】

市は平成〇〇年〇月〇日に主催した「〇〇シンポジウム」において、〇〇氏をパネリストとして選定し、事例発表をさせた。

しかしながら、同氏は、〇〇の交付金を財源に始めた〇〇において〇万円の委託料を不正受給したことが今年の〇月に発覚した会社の代表者である。

市が、そのような人をパネリストとして選定し、事例発表をさせたことに対して納得ができない。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成24年11月〇日に受け付けましたが、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされており、ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。

このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたずらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。あなたが申し立てられた平成24年度第〇号の苦情申立ては、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

しかしながら、あなたのご意見は市政の改善を求める貴重なご意見ですので、オンブズマンとして発意調査をする方向で受け止めたいと思います。

（20）情報開示請求をした文書の黒塗り

【苦情申立ての趣旨】

平成24年3月に、私に関する情報が記載された保健所の相談記録について個人情報の開示請求を行った。しかしながら、熊本市保健所から開示された情報には、必要以上に黒塗りにして隠された部分が沢山あった。そこで、隠すべき個人情報の部分以外を適切に開示して欲しい。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成24年8月〇日に受け付けて調査をおこなうかどうか慎重に検討しましたが、熊本市オンブズマン条例第15条第5号では、「前各号に掲げるもののほか、調査が相当でないと認められるとき。」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。オンブズマンの調査対象となるのは、市政に対する苦情申立てに係る事実で申立人自身が利害を有するもののうち、個人情報保護制度や情報公開制度をはじめ、裁判制度や行政不服審査制度など、オンブズマン制度以外にも様々な救済制度があるなかで、オンブズマン制度で調査することが相当であると認められる苦情申立てになります。そのため、オンブズマン制度以外の救済制度により解決を図ることが相当であると認められるときは、オンブズマンが調査することは「相当でない」こととなります。

あなたの苦情申立ては、個人情報の開示請求に対してなされた開示情報の内容に対する不服申立てであるところ、この場合の救済制度として、熊本市個人情報保護条例第28条は、開示請求等に対する決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合には、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該申立てを不適法として却下する場合および請求を認容して原処分を取り消す場合のほかは、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならないと規定しています。

そうしますと、あなたの苦情申立てにつきましては、まさしく個人情報保護制度の救済手続によって判断されることが相応しく、オンブズマンが実質的判断を下す立場にはありませんので、オンブズマンが調査することは上記オンブズマン条例第15条第5号により「相

当てない」と認められ、調査の対象外となります。